

館野・九重地区に 水道の給水を開始

南房総広域水道10月1日
通水開始に合わせ

水需要の拡大
対応

慢性的な水不足
解消



今月1日、館野・九重地区に給水開始(通水式)

水道は私たちの日常の暮らしに欠かすことのできないものであります。館山市は水道水源に大きく慢性的な水不足に悩まされてきました。この慢性的な水不足の解消や将来的な水需要への対応を目指し、安房・夷隅両地域17市町村が共同運営する「南房総広域水道企業団」の水道用水の通水が今月1日から始まりました。同日、これを受け市常水道は、館野・九重地区への給水を開始しました。

南房総広域水道企業団を創設

館山市の水道は、地下水やダムなどにより水源を確保し給水していますが、地形的に小規模ダムで、気象の影響を受けやすいことなどから、再び漏水に見舞われ、慢性的な水不足の状態です。今年の夏、主水源である作名ダムの漏水により6月11日から7月10日まで20%の給水制限を余儀なくされました。

同様な悩みを抱えていた、安房・夷隅郡の17市町村は共同で、当地域内の14水道事業体を対象に利根川水系を水源とし、長期的に安定した水道用水を供

給するための事業として、平成2年8月に南房総広域水道企業団を創設しました。この事業は、利根川水系を水源とし、佐原市の取水口から長柄ダム(長柄町)までの房総導水路を活用、さらに長柄ダムから導水路を延長して大多喜浄水場で水道水に浄水して送水管で両地域へ1日最大5万5,000立方㍍を供給するものです。

工事は平成3年度から開始され、長柄ダムから南房総水道、送水管の布設(総延長約200㌔)や浄水場などを整備、総工事費は約870億円となっています。

このことにより、市営水道としても用水供給開始に合わせ、館野・九重未給水地域の解消と現在給水区域内の増加する水需要に対応するため、水道施設の整備強化を行い、将来とも安定した給水を図るための基本計画を平成2年度に策定しました。

計画目標年度は平成12年度で計画給水人口は4万3,275人、計画1日最大給水量2万9,000立方㍍です。この計画に基づいて、平成3年度末に水道事業の変更認可を得て、平成4年度に出野尾配水場を建設、配水管布設工事に着手しました。

給水能力は 約2万9,000㎥

水需要の増大に対応
玉、水岡、宝貝、大井、竹原、江田)の解消に活用します。
すでに館野・九重地区には48キロ㍍の配水管が布設され、各家庭の給水管工事が済み次第、給水することが可能です。

**給水能力は
約2万9,000㎥**
水需要の増大に対応
南房総広域水道からは、将来的に1日最大約1万2,000立方㍍の受水ができるようになります。現在の館山市水道の給水能力を合わせると、約2万9,000立方㍍の給水能力を持つことになります。これまで、館山市は水不足に悩んでいました。企業等の進出も水がなくては実

現できません。この南房総広域水道の通水により、慢性的な水不足は解消し、将来的の水需要の増大にも対応できるようになります。

利根川の水が館山へ

施設めぐり「南房総広域水道水のルートを訪ねて」 参加者募集を募集します。コスは、南房総地域の厳しい水事情を緩和させる目的で整備が進められている南房総広域水道用水の各施設です。利根川の水が佐原市の取水口から館山市にやってくるまで160キロ㍍余りをたどります。対象者は、

市民で、定員は45人です。
日時/11月20日(水)市民センターに、午前6時15分までに集合。解散は午後6時30分(予定)
「コース/市民センター出発→水機場(横芝町)→長柄ダム(長柄町)→大多喜浄水場(大多喜町)→出野尾配水場(館山市)→市民センター解散

参加費/無料(昼食は各自持つてください)
申込/11月6日(水)までに市秘書広報課広報係(022-1311-内線504)へ電話で申し込んでください。申し込み多数の場合は抽選。
注意/市の大型バスを使用、雨天でも実施します。

▼①利根川橋門(ひもん)(佐原市)
ここから利根川の水を取り入れます



▼②横芝揚水機場(横芝町) 栗山川に導水された利根川の水を送水管に送ります



▼③長柄ダム(長柄町)
東金ダムとともに利根川の水を貯留調整します



▼④大多喜浄水場(大多喜町)
利根川の水を消毒処理して水道水を作ります



▼⑤出野尾配水場(館山市)
貯水槽の中、貯水量は4,300m³、25mプールの約10倍です。企業団からの水道水を受水します



*写真番号は計画概要図の番号と対応しています

議員定数は500人 投票は2票制で

政治改革における公職選挙法の改正により、衆議院議員の選挙制度が大きく変わりました。

このため、今度の衆議院議員の総選挙は、これまでの中選挙区制から小選挙区比例代表並立制となり、小選挙区と比例代表



中選挙区制から 小選挙区比例代表並立制へ

公職選挙法の改正により、今度の衆議院議員総選挙では、中選挙区制から小選挙区比例代表並立制による初めての選挙が行われます。新しい衆議院議員の選挙制度は、これまでの候補者中心の中選挙区制を改め、政策本位・政党本位の選挙を実現しようとするものです。



●千葉県 衆議院議員選挙小選挙区図

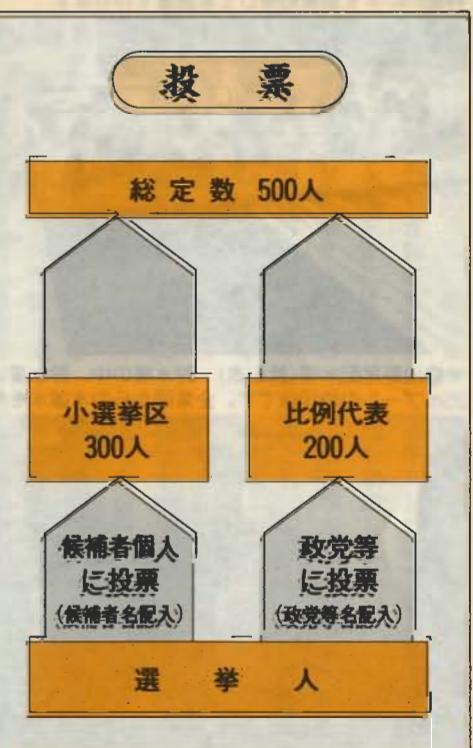
千葉県第12区 館山・安房・君津区域の 小選挙区選挙

小選挙区選挙は、全国を300の選挙区に分け、1選挙区から1人の議員を選びます。千葉県は、12の選挙区に分かれ、その中で館山市は安房・君津の市町村とともに「千葉県第12区」となります。投票は、投票用紙に候補者名を記入します。

の2つの選挙によって議員を選ぶことになります。
議員の定数は、現在の511人になります。

300人は小選挙区選挙で、200人は比例代表選挙で選ぶことになります。

投票は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2票制で、それぞれ自書式で行います。



比例代表選挙
千葉は
神奈川・山梨と
南関東ブロック

比例代表選挙は、全國11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党等の得票数に応じて議員を選びます。千葉県は、神奈川県・山梨県とともに南関東ブロックに属し、23人の議員を選びます。投票は、投票用紙に政党名を記入します。

立候補の届出
小選挙区重複立候補も
比例代表重複立候補も

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

当選者は小選挙区で1人
比例代表で23人

ずれかに該当するか、または候補者の名簿登載者数がその選挙区（ブロック）の定数の2割以上あるものです。

なお、小選挙区選挙で候補者の届出ができる政党等は、小選挙区で届け出た候補者を同時に行われるその小選挙区の属するブロックの比例代表選挙の候補者の名簿にも載せることができます（重複立候補）。

この重複立候補者が2人以上いる場合は、全員またはその一部の当選の順位を同一のものとすることができます。例えば候補者の名簿の2位に3人を同じ順位で並べることができます。

14日間から12日間に

が2人以上いる場合は、それぞれの小選挙区での最多得票者の得票数に対する割合（倍率）の高い候補者から順に当選順位が決まります。

選挙運動は、小選挙区選挙では、候補者個人のほか、候補者を届け出た政党等が行います。

比例代表選挙では、名簿を届け出た政党等が行います。

選挙運動期間は、選挙期日の公示または告示の日の改正に伴い、14日間から12日間に短縮されました。

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の各都道府県別選挙区数

| | |
|---------------|---------|
| 小選挙区 (定数300人) | 北海道 13 |
| | 青森県 11 |
| | 岩手県 11 |
| | 福島県 11 |
| | 宮城県 11 |
| | 山形県 10 |
| | 秋田県 10 |
| | 長野県 10 |
| | 岐阜県 10 |
| | 静岡県 10 |
| | 愛知県 43 |
| | 三重県 10 |
| | 滋賀県 10 |
| | 京都府 10 |
| | 大阪府 25 |
| | 兵庫県 12 |
| | 奈良県 6 |
| | 和歌県 3 |
| | 福岡県 10 |
| | 大分県 5 |
| | 宮崎県 3 |
| | 鹿児島県 10 |
| | 沖縄県 3 |

比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数

| | |
|---------------|---------|
| 比例代表 (定数200人) | 北海道 16 |
| | 青森県 16 |
| | 岩手県 16 |
| | 福島県 16 |
| | 宮城県 16 |
| | 山形県 16 |
| | 秋田県 16 |
| | 長野県 16 |
| | 岐阜県 16 |
| | 静岡県 16 |
| | 愛知県 33 |
| | 三重県 16 |
| | 滋賀県 16 |
| | 京都府 16 |
| | 大阪府 25 |
| | 兵庫県 16 |
| | 奈良県 8 |
| | 和歌県 8 |
| | 福岡県 20 |
| | 大分県 10 |
| | 宮崎県 8 |
| | 鹿児島県 16 |
| | 沖縄県 8 |

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率が2%以上のもの。

比例代表選挙の立候補届出は、政党等が当選の順位をつけた候補者の名簿を届け出ます。この届出ができる政党等は、小選挙区選挙の①または②のい

小選挙区選挙の立候補の届出

小選挙区選挙の立候補届出は、政党等によるものと個人によるものがあります。

政党等によるものは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 所属する国会議員を5人以上上あるもの。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国での得票率

名誉市民に故吉田氏

市議8期 市の発展に貢献

市の発展に大きく貢献された故吉田勇治郎氏（平成8年1月2日没、享年74歳）に「名誉市民の称号」を贈ることが先月27日に開かれた市議会最終日で決まりました。

吉田氏は、昭和35年以来、8期32年間にわたって市議会議員を務め、40年から10年間は議長としても活躍、地方自治の発展に寄与されました。

名譽市民は、広く社会の発展と文化の向上に尽し、市民から敬愛される人に贈られるものです。故人は11人目となります。

○知りたい福祉の制度の

児童扶養手当

この手当は、父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。

●受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童（障害児は20歳未満）を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。

①父母が離婚し、その後父と一緒に生活していない児童
②父が死亡した児童
③父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童で、公的年金の加算対象となっていない児童
④父から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑤父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑥母が婚姻しないで出生し父から認知されていない児童
以上の条件に当てはまつても児童や母または養育者が次の場合手当は支給されません。
①日本国内に住所がないとき
②児童が母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき

③公的年金を受けることができるとき
④児童が児童福祉施設等に入所しているとき
⑤昭和60年8月1日以降に手当の受給要件に該当してから5年経過しても請求をしなかったとき

●支給額

児童が1人の場合、月額41,390円、2人目5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算されます。
ただし、一定の所得制限があります。
くわしくは、市社会福祉課社会福祉係（☎22-3111 内線573）へお問い合わせください。

各園に申し込みを
幼稚園児の入園受付

来年4月から入園する幼稚園

児の受け付けを行います。
対象／5歳児／平成3年4月

船形幼稚園 ☎27-14105

教育委員に
滝口さんと
田村さんを再任

任期満了による、教育委員に
滝口喜雄さん（60歳・長須賀1
77）と田村悦智子さん（44歳、
山本1530-1-1）を再任しま
した。両氏とも2期目で、任期
は平成12年9月30日までです。

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。
処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

市長始め、三役が減給 関係職員も処分

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

処分内容は、市長が給料の10
分の5、助役と収入役が10分の
2を、1ヵ月、減給します。理
由は「市民と市政との信頼関係
を損ねたことに対して、三役が
襟をただす」ためです。
一般職の懲戒処分は、前収入
役室長と会計課長が1ヵ月の減
給（10分の1）、株購入時から

元収入役2人が、公金でNT
丁株を購入し、市に損害を与えた
問題で、市長始め三役が減給
し、関係職員も処分しました。

配置転換も実施しました。

文化行事も 多彩に 文化祭を開催

感動との出会い・館山'96

今年も市民センターやコミュニティセンター等を会場に、10月はくわしくは、市教育委員会会議など。行事日程は表のとおりです。

月26日から12月1日までの日程
で、多彩な文化行事が行われま

す。行事日程は表のとおりです。
くわしくは、市教育委員会生涯学習課（☎221-3111内
線663）へどうぞ。

深まる秋を感じて
市民茶会へどうぞ
秋も深まる城山公園で、11月
3日(日)に「市民茶会」を開き
ます。

幼稚園つどいなんじ

子どもに入園前から
幼稚園に親しんでもらえます

見て、見て、遊んで 幼稚園の『ちびっ子デー』

立幼稚園では、子育て支援的に、幼稚園に通っていない方が、気軽に遊びにきたり、てについて相談できる「ち
子デー」を設けています。などが気軽にできます。近くの幼稚園に行ってみませんか。子育てに関する質問、相談等、幼稚園の先生に気軽に声をかけてください。

「**一緒に子育てしませんか**
幼稚園は子育てのつよい味方
びっ子デー」は、地域に開
会場は、各地区の市立幼稚園
です。開催日は各幼稚園によっ
て異なりますので注意してくだ

た幼稚園として、入園前の児の子どもと保護者および家族を対象に、子育ての悩み問題点を話し合う場としてするものです。

子で楽しく遊びながら、親
、親と親、子どもと子ども
れあいや、相談、情報交換

| 会 場 | 月 日 | 時 間 | 催 し 物 |
|-------------------|-----------|--------|--|
| 館山市民センター | 10月26日 | 14:00～ | 館山市民オーケストラ・館山市民合唱連盟 |
| | 10月27日 | 9:00～ | 吟道大会 |
| | 11月3日～4日 | 9:00～ | 写真展 |
| | 11月3日 | 12:00～ | 館山市芸術フェスティバル・文化団体功労表彰式 |
| | 11月4日 | 9:30～ | 主婦クラブの集い |
| | 11月4日 | 13:00～ | 日本舞踊 |
| | 11月7日 | 9:00～ | 子ども音楽会 |
| | 11月10日 | 13:00～ | 市民音楽祭 |
| | 11月17日 | 13:00～ | 竹絃社 |
| | 11月23日 | 9:00～ | 民謡大会 |
| | 11月24日 | 14:00～ | 館山吹奏楽団演奏会 |
| | 12月1日 | 14:00～ | バレエコンサート |
| 館山市 コミュニティセンター | 11月3日～4日 | 9:00～ | 華道展・盆栽展・篆刻展・生物展・ユース展・切手展・詩人展・書道展・木根展・水石展・市民コーナー展 |
| | 11月4日 | 10:00～ | 謡曲発表会 |
| | 11月5日～10日 | 9:00～ | 美術展 |
| | 11月9日 | 13:30～ | 文化財保護協会講演会 |
| | 11月10日 | 10:00～ | 短歌会 |
| 七条小体育館 | 11月2日～3日 | 9:00～ | 学芸展 |
| 葵の花ホール | 11月2日～3日 | 9:00～ | ユネスコ展 |
| | 11月4日 | 9:00～ | 俳句会 |
| 金那院周辺(大網) | 11月3日 | 10:00～ | 秋の動植物観察会(コミュニティセンター集合) |

●知りましょう！みんなのゴミ●⑦
ゴミの不法投棄は
やめましょう



市では、市民のみなさんと市内一斉清掃などを通じて環境美化を推進しています。ところが、心ない人たちにより海岸や林道などへ家庭ゴミや建設廃材の不法投棄があり、地域の環境悪化につながっています。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の中で、「廃棄物を捨てたものは、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」と規定されています。したがって、ゴミや廃材などを捨てると法律によって厳しく罰せられることになります。

ゴミは生活や事業活動にともない必ず発生するもので、減らすことはできても、完全になくすことはできません。他の人に迷惑をかけないため、館山の豊かな自然を守るために、ルールを守ってゴミを出しましょう。

問合せ／市環境保全課
(☎22-3111 内線614)

**生活に役立つ、
ためになる
中央公民館の成人講座
受講生募集！**

中央公民館と勤労青少年ホームでは、下の表の成人講座の受講生を募集します。教養の向上、仲間づくりにあなたも参加しませんか。

対象／市内在住勤の成人
受講料／無料（材料費等は受
講生の負担）
申込／電話で中央公民館（☎
231-3111）へ。申込多数
の場合は抽選です。

●館山市中央公民館&勤労青少年ホーム講座

| 講座名 | 内容 | 定員 | 開講日 | 講師 | 備考 |
|--------------------------------|---|-----|--|------|-------------------------------|
| フラワー アレンジメント 教室 (造花編) | 造花のバラを使ってネットでおしゃれにアレンジして壁掛けを作ります | 30人 | 11月13日(水) 13:30~15:30 | 多田玉枝 | 申込締切 11/1 材料費は 自己負担 |
| ラッピング 教室 | 大切な人への贈り物、包み方で いいぶんと印象が違うものになります。ラッピング(包み方)の基礎 からリボンアレンジやパリエーシ ョンを身に付けます | 25人 | 11月20・27日 12月4・11日 全4回 水曜日 18:30~20:30 | 田邊優子 | 申込締切 11/8 材料費は 自己負担 |
| ミニガーデン 教室 | プランターや大きめの鉢に、温 暖な館山のイメージでイングリッシュ ユホリー、ポインセチア、葉はた んを植えこんでクリスマスとお正 月用のミニガーデンを作ります | 20人 | 12月9日(月) 13:30~15:30 | 林 角郎 | 申込締切 11/25 材料費は 自己負担 |

●平成8年度計量器定期検査実施日程

| 期日 | 検査時間 | 会場 |
|-----------|-------------|------------|
| 11月5日(火) | 10:30~15:00 | 船形地区公民館 |
| 11月6日(水) | 10:30~15:00 | 那古地区公民館 |
| 11月7日(木) | 10:30~15:00 | 館山地区公民館 |
| 11月8日(金) | 10:30~15:00 | 館山地区公民館 |
| 11月11日(月) | 10:30~12:00 | 神戸地区公民館 |
| | 13:00~13:30 | J A 安房神余支店 |
| | 14:00~15:00 | J A 安房豊房支店 |
| 11月12日(火) | 10:30~15:00 | 長須賀中央ホール |
| 11月13日(水) | 10:30~12:00 | 富崎地区公民館 |
| | 13:30~15:00 | 西岬東地区公民館 |
| 11月14日(木) | 10:30~15:00 | 館山市民センター |
| 11月15日(金) | 10:30~15:00 | 館山市民センター |
| 11月18日(月) | 10:30~12:00 | 九重地区公民館 |
| | 13:00~15:00 | 館野地区公民館 |
| 11月20日(水) | 10:30~15:00 | 長須賀中央ホール |

市民ロードレース大会

第18回館山市民ロードレース大会
大会の参加者を募集します。
参加希望者は10月29日(火)までに、住所、氏名、年齢、性別、種目を明記し、はがきで、または電話で市教育委員会スポーツ課(北条1145-11311内線652)へ。小学生は学校を経由してくださ
い。

日時／11月10日(日)午前8時
20分から受付。雨天の場合は11月17日(日)に延期。

会場／館山市営市民運動場

競技種目／2キロロードレース

10月31日は
市県民税
第3期の納期限です
納期内納付を
お願いします

5・6年男女、中学生女子。
キ
コトヘル 中学生男子、高校・一般
の女子。5キコトヘル 壮年男子（30
歳～49歳）、50歳以上男子、高
校・一般男子（高校生～29歳）
参加資格／市民または市内に
勤務している人で、日ごろ健康
でレースに十分耐えられる人
「コース／市民運動場周辺コー
ス
表彰／上位入賞者にはメダル
と賞状。全員に参加賞

はかりの検査
取り引き・証明用の
すべてが対象

上の日程表を見て、指定の会場にはかりを持ってきてください。この期間に検査を受けないと千葉市の計量検定所まで行かなければなりませんので、この機会に受けてください。

持参品／はかり、分銅、印鑑
手数料／1台五百円から千七

相談案内 お気軽にご利用を！

相談はすべて無料です
秘密は厳守されますからお気軽にご相談ください
(土曜・日曜・祝日は休みます)

心配ごと

(一般相談員による相談)
日時／毎週火曜日(祝日の場合は翌日)
午前10時～午後3時
(専門相談員による相談)
日時／毎月第1、第3火曜日
午後1時～3時
対象／一般相談員の相談を受けた人、
1日4人まで
場所／市民センター
問合せ／社会福祉協議会 ☎23-5068

消費生活

商品のサービスや苦情
日時／11月7日(木)・11月21日(木)
午前9時～午後4時
場所／市役所市民相談室

定例行政相談

行政への苦情や意見、要望
日時／11月8日(金)
午前10時～午後3時
場所／市民センター

家庭教育

ことは、生活習慣、登校拒否、非行、
性、いじめの相談など
日時／月曜～金曜日
午前9時～午後4時
場所／中央公民館
問合せ／☎23-3111

年金

厚生年金など
日時／11月21日(木)
午前10時～午後3時
場所／市役所
※国民年金は、當時市民課で相談に応じます。

精神保健

不眠、イラライラ、対人関係、老人のボケなどの心配
日時／11月5日(火)・11月12日(火)
11月19日(火)
午後1時30分～3時
場所／館山保健所
申込／館山保健所(☎22-4511)に予約必要。

乳幼児

◎乳児相談
11月11日(月)
対象／北条・船形・那古・神戸・富崎・豊房
11月25日(月)
対象／館山・西岬・館野・九重
受付時間／
(4ヵ月児) 午前9時30分～10時
(10ヵ月児) 午前10時30分～11時
場所／保健センター

◎1歳6ヵ月児健康診査

11月7日(木)
対象／7年4月生まれ児
受付時間／午後1時20分～1時40分
場所／保健センター

◎3歳児健康診査

10月24日(木)
対象／5年7月生まれ児

受付時間／午後1時30分～2時
場所／保健センター

市民

市民生活あれこれ……お気軽にどうぞ
日時／毎日 午前9時～午後5時
場所／市役所市民相談室

結婚

日時／毎月第1、第3日曜日
午前10時～午後4時
場所／市民センター
問合せ／社会福祉協議会 ☎23-5068

児童

家庭関係・養育問題など
日時／毎日 午前8時30分～午後5時
場所／市社会福祉課

交通事故

電話でもできます
日時／毎日 午前9時～午後5時
場所／安房支所
問合せ／☎22-7111

職業

高齢者・パートタイマー
日時／毎週月・火・木・金曜日
午前9時～午後5時
場所／市役所市民相談室

身障・精薄

日時／身障：毎月第2金曜日
精薄：毎月第4火曜日
午後1時～3時
場所／身障：伊賀病院
精薄：田村病院
申込／市社会福祉課に必ず事前に申し込みをしてください。

不用品 情報コーナー

市では、みなさんの不用品交換のお手伝いをします。売り、買い、ほしいなどのご希望をお寄せください。

お問い合わせは、市商工観光課消費生活係(☎22-3111 内線593)へどうぞ。
▷希望します チャイルドシート＝相談、女児衣類(120～130cm位)＝相談
▷譲ります 赤ちゃんおくるみ＝無料、ベビーパス＝無料、ダイニングチェア＝無料、ドレッサー＝相談、座イス＝相談、日本文学全集(全50巻)＝相談

●11月の古紙回収日

| 地区名 | 回 収 日 |
|-------|------------------|
| 館 山 | 3日(日) 19日(火) |
| 北 条 | 10日(日) 26日(火) |
| 那古・船形 | 24日(日) |
| 西岬・富崎 | 7日(木) |
| 神 戸 | 4日(月) |
| 豊 房 | 21日(木) |
| 館野・九重 | 20日(水) |

- ・新聞、雑誌、ダンボールに分けて
- ・ごみ搬出場所へ
- ・回収日の午前8時30分までに
- ・雨でも回収します。濡れないよう、ビニールなどで覆ってください

館山城の不思議

重陽の節句と 闇の声



慶長19年(一六一四)の9月、この重陽の節句のお祝いに江戸に出ていたのは、安房国を召し上げ、鹿島領3万石の替地として、伯耆の国(鳥取県)倉吉に国替えの命令でした。

館山の城を守っていた兵士たちは、江戸に居る殿様の身の大事を考えて、戦うことなく城を明け渡したということです。城は2週間ほど取り壇されてしまつたそうです。



▲広瀬の祖師堂(杉の間堂)に祀られている木造聖観音像

ここが起きました。
『房總志料統編』卷之十二によると、里見氏が改易されてから、毎年9月9日にになると前夜から、城山(根古屋山)のあたり一帯に聞の声が響きわたり、また鬼火がともど載つてあります。

やがて文政8年(一八二五)に、館山の人々がその山中にヤマイモを掘りに行つたところ、土の中からお経が聞こえてきたそ

うです。そこで地面を掘つてみると観音さまの像が現れたので、館野地区の広瀬に祀り供養したそうです。城山の闇の声は、それ以降ぶつりと聞こえなくなつたと「日本伝説叢書安房の巻」という本には書かれています。

このようなわけて、里見氏の滅亡を悼む安房では、重陽の節句の祝いは廃れてしまつたのだそうです。

11月の市立博物館の休館日は、5日・11日・18日・25日です。

読書の秋に……、図書館で読書研修会

原慎太郎著「新潮文庫」

定員／先着20人

申込みとお問い合わせは、

11月15日(金)までに市立博物館

(☎22-10701)へどうぞ。

11月15日(金)までに市立博物館

(☎22-10701